

大学の危機をのりこえ、明日を拓くフォーラム

第7回シンポジウム

日本学術会議「法人化」論を考える

小森田秋夫
(大学フォーラム)

学術会議問題に対する大学フォーラムの取り組み

2023.1.7

「日本学術会議の独立性を否定する法改正の試みをただちに中止すべきである」

2023.4.9

「日本学術会議の独立性を否定する法改正の試みをただちに中止することを重ねて求める」
(学問と表現の自由を守る会 と共同)

2023.7.27

「政府による「日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会」の設置について—内容的にも組織的にも開かれた場での熟議を」

2023.9.17

「日本学術会議のあり方についての開かれた議論に資するためのご質問」

2024.1.22

「日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会「中間報告」および大臣決定についての見解 — 議論は始まったばかりである」

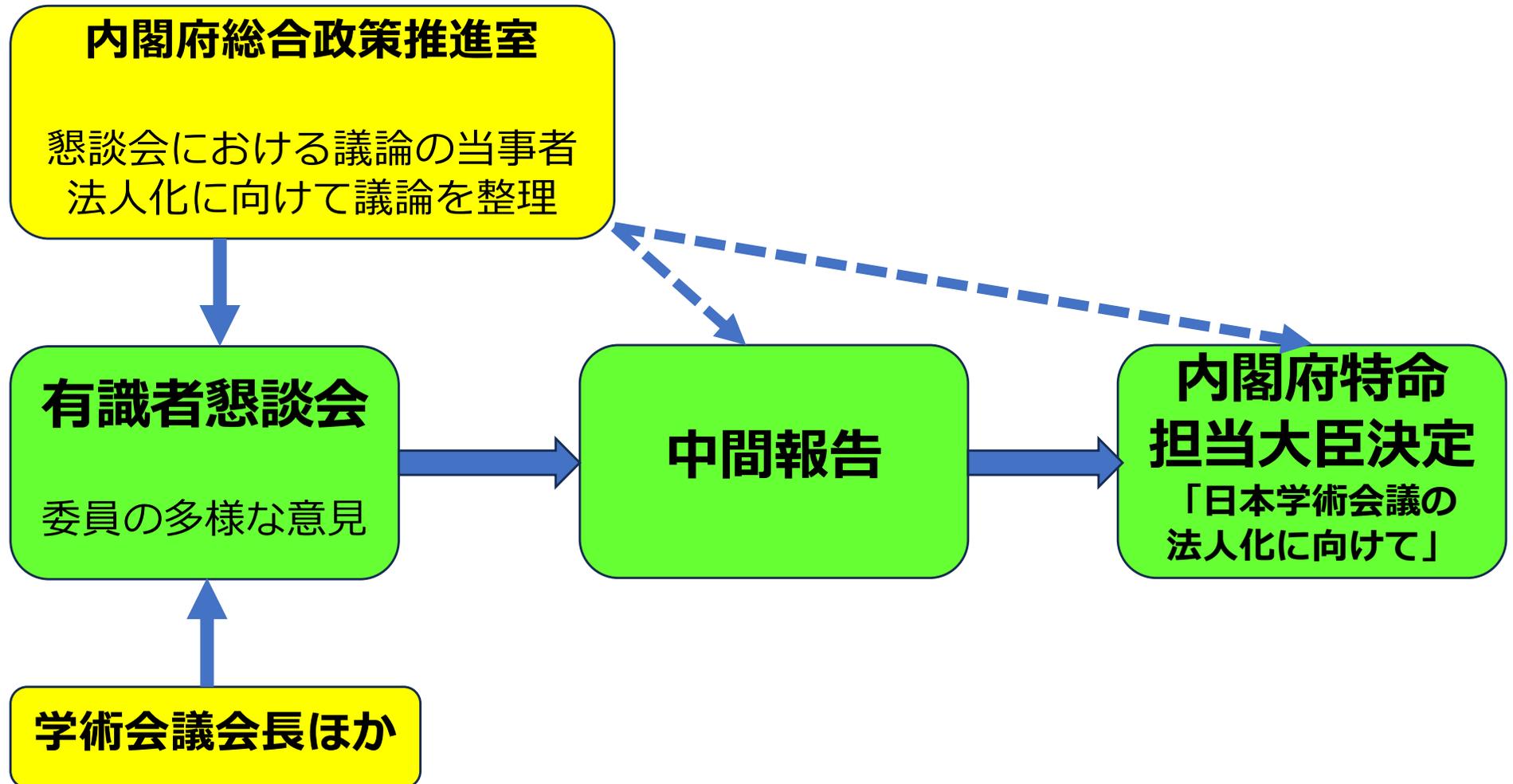
「日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会「中間報告」(2023年12月21日)に対する批判的意見—懇談会委員の大学フォーラム質問状への回答として「中間報告」を読む」

日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会

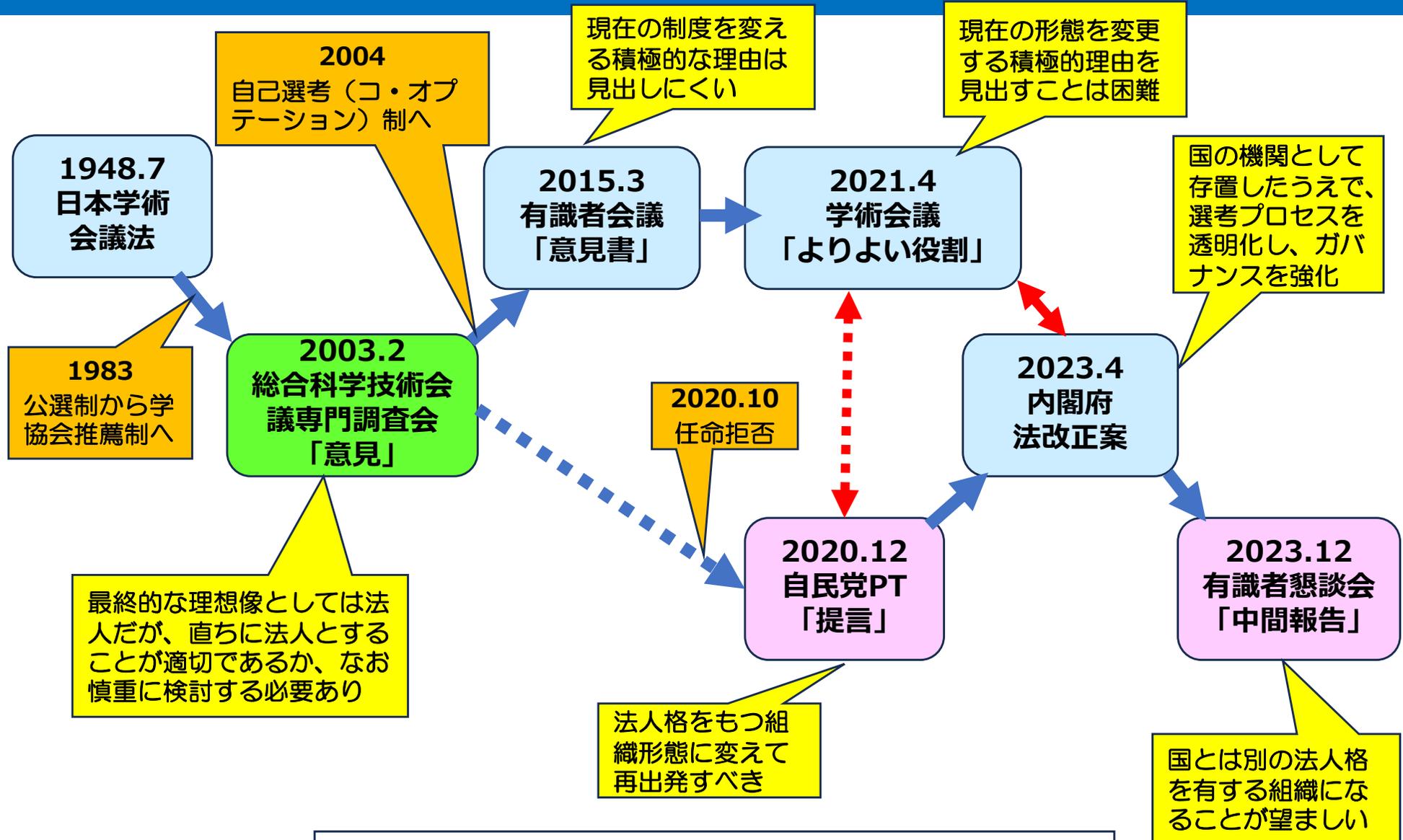
- 相原 道子 横浜市立大学学長
- 五十嵐仁一 ENEOS総研株式会社顧問
- 上山 隆大 総合科学技術・イノベーション会議議員
- 大栗 博司 カリフォルニア工科大学教授
- 小幡 純子 日本大学大学院法務研究科教授
- 岸 輝雄 東京大学名誉教授（座長）
- 久間 和生 国立研究開発法人協議会会長
- 佐々木泰子 お茶の水女子大学学長（座長代理）
- 瀧澤美奈子 科学ジャーナリスト
- 永井 良三 自治医科大学学長
- 永田 恭介 筑波大学学長
- 山西健一郎 元日本経団連副会長

第1回 8月29日
↓
第10回 12月21日

「中間報告」の位置づけ



学会の「あり方」論の系譜



- ① 国の機関であることと独立性との関係
- ② 諮問機関との異同（政府等との問題意識の共有）
- ③ 会員選考のあり方

有識者懇談会「中間報告」の要旨

(1) 学術会議には、政府等に対し、**独立した立場から客観的で学術的・科学的根拠に基づく助言**を行うことが期待される。

学術会議が幅広い学問分野の科学者が会員となっているメリットを生かして、**総合的・俯瞰的・分野横断的**で、**中長期的な視点に立って科学技術の将来を見通すものや課題を先取り・発見するものであることが望まれる。**

(2) 国民及び社会の関心・ニーズを適切に組み上げながら、科学の進歩と国民及び社会の発展に貢献していくためには、**学問分野等にとらわれるなど狭い範囲でのコ・オペレーションに陥ることなく、会員構成に学問の進歩や社会の変化が自律的に反映されていくような仕組みを整えることが肝要である。**

有識者懇談会「中間報告」の要旨

(3) 独立した立場から政府の方針と一致しない見解も含めて政府等に学術的・科学的助言を行う機能を十分に果たすためには、そもそも政府の機関であることは矛盾を内在している。

国の組織であり会員を公務員とするために、学術会議が選考し推薦した候補者を内閣総理大臣が任命するプロセスが避けられない現在の組織体制より、学術会議が選考した候補者が手続き上そのまま会員になる仕組みとする方が自然であり、独立性・自律性の観点から望ましい。

国の機関のままでの改革には制度面でも財源面でも限界が感じられ、外国人会員の実現など人事・組織関係制度や会計法令による厳格な制約から外れて、国とは別の法人格を有する組織になることが望ましい。

国の組織でなくなることから生じる具体的な制度上のデメリットは確認されていない。

有識者懇談会「中間報告」の要旨

(4) 現行法上その経費が国庫の負担とされている組織であることにかんがみれば、活動・運営を担う会員の選考を組織内だけに閉じたものとせず、選考に係るルールの策定や方針の検討に外部の目を入れること、外部に対して可視的に開かれた透明性の高いプロセスを制度的にも担保することなどによる選考過程の徹底的な透明化が、組織としての正統性と国民の理解・信頼の確保という観点から不可欠。

→ 大臣決定：会長が任命する外部の有識者からなる「選考助言委員会」（仮称）を設置

(5) 今後、学術会議においては相応の財源が必要になると考えられる。

政府には、ナショナル・アカデミーの意義及び性格を踏まえ、学術会議の活動・運営に必要な財政的支援を継続して行うことが求められるが、現下の厳しい財政状況の下でそのすべてを国費に期待することは現実的ではない。

したがって、国費に完全に依存するのではなく、審議依頼等のコントラクトや寄付金等をつうじて、少なくとも将来的に一定程度の自主財源を確保することを目指すのは極めて自然なことであり、メリットも少なからず存在する。

有識者懇談会「中間報告」の要旨

(6) 仮に学術会議が法人化し活動が拡大強化していく場合、マネジメントには現在以上の専門性とリソースが必要になる。このため、組織の管理・運営、国民及び社会等との対話の促進などに必要な外部有識者の知見を活用することは不可欠。→ 大臣決定：会員・連携会員以外の者が過半数になるように

会長が任命する「運営助言委員会」（仮称）を設置

また、仮に学術会議を法人化する場合、学術会議の活動・運営の自由度がさらに高まる一方で、必要な費用のすべて又は大部分が国費で賄われる以上は、運営や財産の状況等を監査する監事を置くことは必須。

→ 大臣決定：監事は主務大臣が任命

さらに、あらかじめ定めた基準に基づき、求められる機能が適切に発揮されているかどうかという観点から、第三者によって事後的にその妥当性について評価・検証が行われることが不可欠。

→ 大臣決定：主務大臣が任命する外部の有識者によって構成される「日本学術会議評価委員会」（仮称）を設置

適正かつ客観的に評価・検証を行うためには、活動・運営に係る中期的な

「中間報告」の問題点

(1) 学術会議の現状は公正に評価されているか？

* 学術会議の活動、とくに2004年改正以降の変化、さらには「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」（2021年4月）にもとづく自主改革

について、正面からの検討が行なわれておらず、「意見もある」「印象が

強い」など有識者懇談会委員の意見の断片を援用しながら、全体として否

定的な評価を与えている。

* 「学術」と「科学技術」、「科学のための政策」と「政策のための科学」な

ど、これまで学術会議の役割について論じるさいの重要な論点とされてき

た点について、どのように認識しているのか、明確ではない。このことが、

「中間報告」の問題点

(2) 「科学者の総意」にもとづく学術会議から「国民の総意」にもとづく学術会議への「モデル・チェンジ」とは？

＊学術会議の現状は、「国民から遠く、国民のためになっていない」「さまざまなステークホルダーをはじめとする国民及び社会のニーズを必ずしも汲み上げ切れていないとする意見がしばしば聞かれる」ので、これからは「一方的な発信にとどまらず、科学や学術の在り方について、『国民に語りかけ問いかける姿勢』『国民の声に耳を傾ける姿勢』が求められる」とされている。

＊このような姿勢が欠如している一因が、日本学術会議法の「建付け」そのものに求められている。「設立時の学術会議の目的が『国民生活への科

「中間報告」の問題点

*内閣府は、「上から目線だと言われるような国立の学術会議から、国民に

近い、国民のための学術会議に今風にモデルチェンジしたらいいのでは
ないか

法人化の場合の案 ～ 国民に近い、国民のための学術会議 ～	令和5年4月政府案（国に残る場合の案） ～ 国の機関としての学術会議 ～
<p>学術会議の使命・目的は、科学の進歩への寄与と科学の成果を通じた国民及び社会への貢献。政府等からの独立性を保ちつつ、課題解決に向けた適切な科学的助言を行うことも求められている。</p> <p>このため、「国民に近い、国民のための日本学術会議」を目指し、政府から独立した法人になることにより、独立性の制度的担保を徹底し、柔軟な組織運営を可能としつつ、国民及び社会のニーズを反映しながら活動しやすい仕組みとする。</p> <ul style="list-style-type: none">◆ 独立性の制度的担保を徹底（政府内の機関から政府とは別の組織に）◆ 柔軟で自律的な組織運営の拡大（活動拡大、体制拡充の可能性）◆ 会員構成の多様化、運営の透明化（グローバルスタンダードの観点からも）◆ 国民・社会、行政以外の関係機関との対話・連携の可能性の拡大◆ 求められる機能を適切に発揮するために必要な財政的支援	<p>学術会議は、国費で賄われる国の機関として独立して職務を行い、科学を行政、産業及び国民生活に反映浸透させる組織であるべきことから、国民から理解され信頼される存在であり続けることが必要。</p> <p>このため、活動や運営の徹底した透明化・ガバナンス機能の抜本強化を図るとともに、広く社会と問題意識や時間軸等を共有しつつ、中長期的・俯瞰的分野横断的な課題に関する時宜を得た質の高い科学的助言を行う機能等を抜本的に強化することを目的とする。</p> <ul style="list-style-type: none">◆ 政府等との密接な連携◆ 政府の責任による改革の断行 ◆ 会員選考に外部の目を入れること等により、活動・運営における最低限の透明性を制度的に担保 ◆ 活動及び運営、支出などについて不断の見直しを行うことを前提に、必要な経費は引き続き国庫

「中間報告」の問題点

*疑問点

①「科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させ

る」（2条）という学術会議の目的についての規定には「国民及び社会と

いう視点が欠けている」と断じることができるだろうか？

仮に「国民と社会を、科学を啓発する対象として捉えている」という意味

であるとして、同じ現行法のもとで、学術会議自身が科学者と市民との関

係などについての認識を深めてきたのではないだろうか？

②「国民の総意」の下に設立されるとは何を意味するのか、それは「科学者の総意」のもとで設立されたということに対立するものなのか？

- 「国民の総意」の下での設立が法律にもとづく設立を意味するのなら、「科学者の総意」を踏まえて設立されたことと矛盾しない。

「科学者の総意」のもとでの設立（前文）には、立法過程に一定の

「中間報告」の問題点

③「中間報告」は、「科学や学術は、究極的には人類一人一人と人類社会に

資するべきものである」と適切に指摘する一方、「科学及びアカデミーが

究極的には国民一人一人及び我が国社会の発展に資するべきもの」とも

述べている。

基本的な命題にかかわるこのような無頓着さのもとで、「国民」の強調は

もっぱら「国民」や「ステークホルダー」の「ニーズ」、さらには国益と

いう視点から学術会議を見るということと容易に結びつきかねない。

④「国民」の強調は、国の予算からの支出と相まって、菅首相が任命拒否を

正当化するさいに「国民に理解される存在」であるべきことを繰り返した

ように、法人化された学術会議に対しても政府がコントロールを緩めない

「中間報告」の問題点

(3) 「独立した立場から政府の方針と一致しない見解も含めて政府等に学術的・科学的助言を行う機能を十分に果たすためには、そもそも**政府の機関**であることは**矛盾を内在している**」という認識は適切か？

＊内閣府は、有識者懇談会において学術会議をほぼ一貫して「**政府の機関**」

と呼んでいる。しかし、学術会議は一般の行政機関とは異なり、**国の「特別の機関**」とされている。

程度の差はあれ、**政府から独立し政府に対する牽制的機能をはたす組織**が

国の組織の中に存在することは不思議ではなく、むしろそのような仕組み

を備え、それが機能している国家こそが健全な国家である。科学のもつ**独**

自の役割に着目して「独立して」職務を行なうことが法律上明記されて

「中間報告」の問題点

* 「中間報告」は、「会員選考の自律性の観点からも、主要先進国のように学術会議が選考した候補者が手続き上そのまま会員になる仕組みの方が自然であり望ましい」と述べている。会員候補者の任命拒否が生じるままでは、「学術会議が選考した候補者がそのまま会員になる」という仕組みとして問題なく運用されてきた。ある委員は、「学術会議の会員選考に政府の介入が行われたことは学術会議の自律性に対する最大の危機」であると正当にも述べたうえで、「政府機関としてとどまる限り、介入は避けられない」と述べている。しかし、この危機から「政府機関としてとどまる限り、介入は避けられない」という結論を導き出すのは妥当か？

特別職国家公務員としての法的地位を獲得するためには、**学士院会員の**

「中間報告」の問題点

* 外国人会員は法人化しなければ実現困難か？

法人化以前は外国人も国家公務員である国立大学教員となることができた

ように、いわゆる「当然の法理」を見なおし、国の機関のままでも外国人

を学術会議会員とする道を拓くという選択肢がある。

* 学術会議は「科学的助言活動の党派的中立性や司法の独立性などに留意す

ることが大前提」であるとしつつ、「行政にとどまらず、立法・司法への

科学的助言のあり方について協議するための意見交換の場」を持つ準備を

進めると述べている。

「中間報告」は、「学術的・科学的助言の対象に立法府も加えること等

の是非について、「国の機関である限りは実際上困難であることは明

「中間報告」の問題点

(4) 想定されている法人化の構想には、本当に「デメリット」は存在しないのか？

* とくに検討する必要性が高いのは、「**財政基盤の充実**」という問題。
学術会議には資金が不足していることは事実であり、これが発信力の不足
など学術会議のこれまでの活動が不十分なものであるとされるさいの背後
にある、しばしば忘れられがちな中心的な事情である。したがって、
「**財**
政基盤の充実」という課題が取り上げられたこと自体は重要。問題は、
そこからどのような結論を導き出すか？

* 「中間報告」の論理は、以下のとおり。

① 政府には、ナショナル・アカデミーの意義及び性格を踏まえ、学術会
議

の活動・運営に**必要な財政的支援を継続して行うことが求められる。**

② しかし、今後必要になる「**相応の財源**」については、「**現下の厳しい**
財

「中間報告」の問題点

* 財政基盤の多様化の具体策として挙げられているのは、**コントラクトにも**

とづく対価と寄付。

- 「コントラクト」とは？

対価を提供する用意のある**ステークホルダー**（何よりも産業界）

と

の関係強化

→ 対価を徴収して審議依頼に応じる

→ 問題意識や時間軸の確認などを通じた**実現可能性の高い学術的・科学的助言**

→ 対価の提供者が提言等の質、ひいては学術会議の能力を評価

- 「中間報告」自身、「学術会議からは、**対価を徴収して審議依頼に応じる場合の依頼者からの独立性、特定の利害からの中立性の確保**

に

ついて、慎重な制度設計を行う必要があるという指摘がなされている。

る。

この点は、アカデミーの独立性という観点から極めて重要な問題で

「中間報告」の問題点

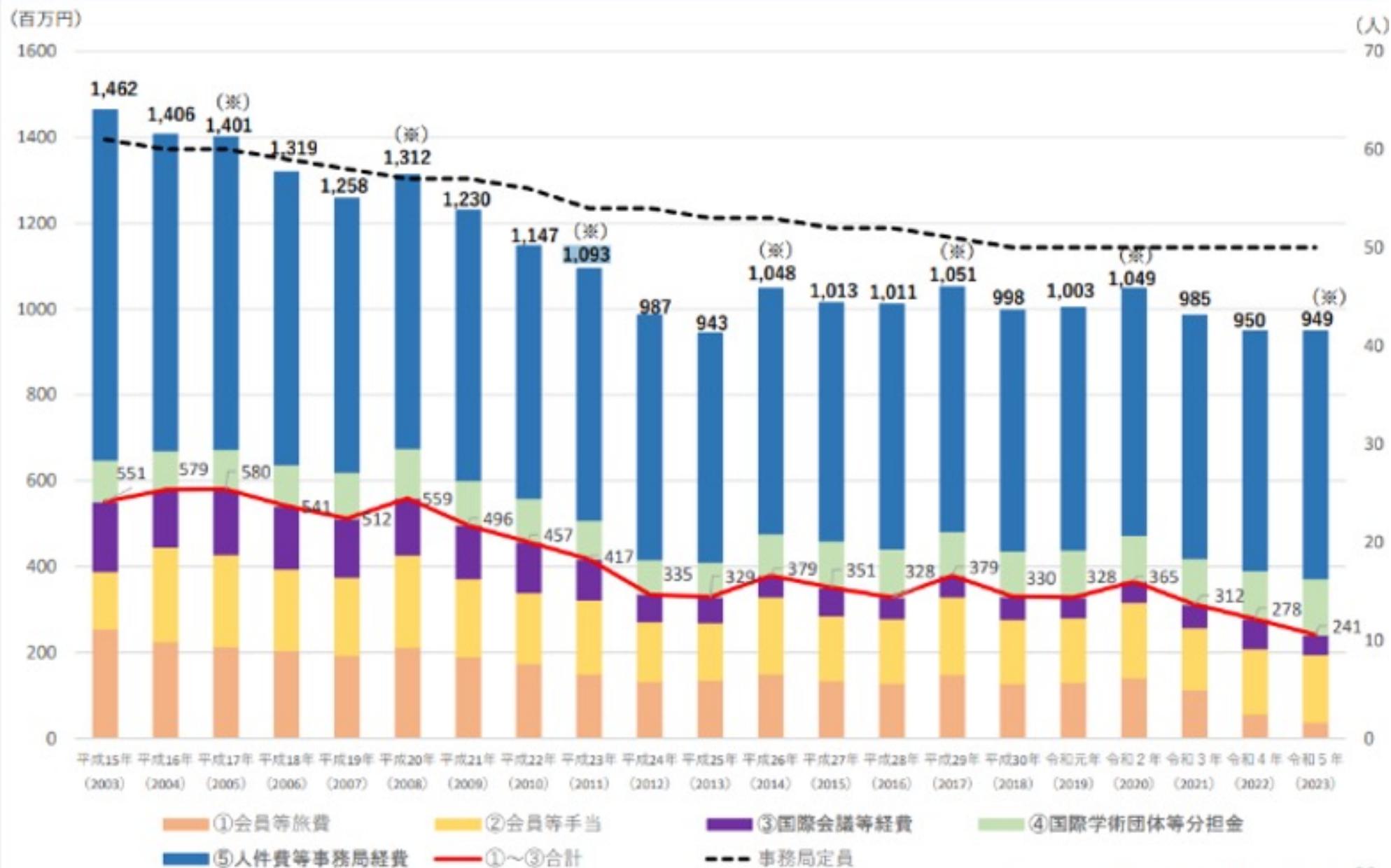
*大臣決定：

観
点からも、財政基盤の多様化に努める。／その上で、必要な財政的支
援
を行う。外部資金獲得の支援に必要な措置も検討する。」
財
→ 何よりも強調されているのは財政基盤の多様化であり、政府の
政的支援については、増額はおろか、現状程度の水準の確保す
ら
約束されているわけではない。

* 「中間報告」の財政基盤の多様化論は、学術会議にとって適切ではない
財源を想定しており、それについても安定した財源になるかどうか不確
実
である、という点で大きな問題を孕んでいる。

それではどうすべきか。問われるべきは、「現下の厳しい財政状況の下
で

(参考) 日本学術会議の予算の変遷とその内訳 (H15~R5)



※会員改選年・・・改選にかかる経費が措置されている

「中間報告」の問題点

(5) 提案されているガバナンスの強化策は「当然」のことか？

＊「中間報告」によれば、「我が国の科学者を内外に代表するという他の団体にはない責務と特権を与えられ、現行法上その経費が国庫の負担とされている組織であることにかんがみれば、活動・運営の透明性の向上や自律的な組織として必要なガバナンス体制の確立が求められることは、財政民主主義の観点からも当然であり、学術会議だけが例外ということにはならない。」

大臣決定：中期的計画＋評価委員会（外部有識者）＋監事（大臣任命）

選考助言委員会（外部有識者、会長任命）

選考に関する方針等を策定する際にあらかじめ意見を聴く

運営助言委員会（会員外が過半数、会長任命）

今後、どのように議論を進めるべきか？

政府は、

今の段階で大臣決定にもとづいて立法作業を進めることをさし控えるとともに、学会議のあり方についての建設的な議論の前提となるべき学会議との信頼関係を毀損する根源となっている6名の会員候補者の内閣総理大臣による任命拒否は誤りであったことを認めること。

有識者懇談会は、

「中間報告」に対する疑問を率直に受け止め、最終報告に向けて審議を継続すること。

学会議は、

学会議のあり方についての自らの考えをいっそう積極的・体系的に提起するとともに、協議の場を政府（内閣府）とのあいだのそれに狭く限定することなく、自らが求めてきた「日本の学術体制全般にわたる包括的・抜本的な見直しを行うための開かれた協議の場」を設けるためにイニシアティブを発揮すること。

科学者コミュニティ、メディア、および広く社会は、

学会議のあり方をめぐる議論が重大な局面を迎えていることを認識し、議論の動向を注視するとともに、それぞれの立場から声を上げること。

「学会のあり方」問題が 広く科学者と市民の関心の対象となるためには？

① “学会とは何をしているところか” についての認識が広がること。

* 提言等の発信が社会に伝わるためには？

② “学会用語” の意味が理解されること。

* 例えば、「科学的助言」

独立した「科学的助言」と政治的責任を負う政策決定者との関係

cf. 新型コロナ感染症対策

③ そもそも社会の中で“科学”はどのような位置を占めているか、占めるべきかについて議論されること。

* 科学的知見は社会においてどの程度尊重されているか？

* 科学的知見は社会の共通認識の形成に貢献しているか？

* 科学が答えるべき問題と科学だけでは答えられない問題とが区別されているか？

* 非科学的認識が影響力をもつのはなぜか？ など